

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	入館料等の減免	
根拠条例等・条項	堺市立ビッグバン条例第6条 堺市立ビッグバン条例施行規則第5条、第6条、第12条	
所 管 課	泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当 課	
審 査 基 準	入館料等の減免については、堺市立ビッグバン条例第6条、堺市立ビッグバン条例施行規則第5条、第6条、第12条に基づき審査する。 【堺市立ビッグバン条例 抜粋】 (入館料等の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は駐車料金(以下「入館料等」という。)を減額し、又は免除することができる。 【堺市立ビッグバン条例施行規則 抜粋】 (入館料の減免) 第5条 条例第6条の規定により入館料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164条)第7条第1項の障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設の児童及びこれらを引率する教職員(当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が教育上の目的で入館するとき。 半額(当該介護者のうち1人は、全額) (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が入館するとき。 半額(当該介護者のうち1人は、全額) (3) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が入館するとき。 半額(当該介護者のうち1人は、全額) (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が入館するとき。 半額(当該介護者のうち1人は、全額) (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認める者が入館するとき。 市長が必要と認める額(令4規則84・一改) (入館料の減免申請) 第6条 条例第6条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立ビッグバン入館料減免申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類をビッグバンの窓口において提示することにより、前項の申請書に代えることができる。 (1) 前条第2号に規定する者 身体障害者手帳 (2) 前条第3号に規定する者 療育手帳 (3) 前条第4号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳 (駐車料金の減免) 第12条 条例第6条の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる自動車及びその額は、次のとおりとする。 (1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車 市長が必要と認める額 2 大型車等(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。)の駐車料金については、前項第1号の規定は適用しない。	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	